

平成21年5月25日

証券取引等監視委員会
事務局証券検査課 御中在日米国商工会議所
投資運用委員会

「証券検査に関する基本指針」の一部改正（案）に対する意見

提言

在日米国商工会議所（ACCJ）は、証券取引等監視委員会（SESC）に対し、「証券検査に関する基本指針」の一部改正（案）の修正を希望いたしたく存じます。具体的には、検査対象先が第三者へ検査関係情報を開示する場合には、事前の書面による申請が必要というように、II-16(4)②が新設されている件についての要望となります。

本改正案は、主任検査官が事前に個々の開示先を承認しない限り、海外の親会社等へ検査関係情報を伝えることをも制限しています。また、同様に、外部の弁護士やコンサルタントへの情報の提供も制限されていることから、検査対象先が検査官への回答を迅速に作成する際の桎梏になる可能性があります。

問題

SESCは、4月24日にホームページ上にて、「証券検査に関する基本指針」の一部改正（案）を公表し、5月25日までパブリック・コメントに付しています。各改正箇所のうち、新設されたII-16(4)②では、検査対象先が第三者へ検査関係情報を開示する場合には、事前に主任検査官から承認を得なくてはならなくなることを定められています。特に、本改正案では、検査対象先の「持株会社等検査対象先の経営管理会社への開示」や「弁護士」などが第三者として明示されています。

検査のプロセスは検査官と金融商品取引業者との双方向の対話を通じて金融商品取引業者の健全性及び経営の適切性の確保を目的とするものであるとSESCは述べてきました。

2005年、SESCは検査プロセスの透明性、予見可能性及び効率性を高めるためにいくつかの措置を導入しましたが、その中には、検査官に対するより適切な研修、意見申出制度、省庁局間のより密な連携が含まれます。ACCJはこれらの措置を称賛いたします。

本改正案は金融商品取引業者に係る検査プロセスの透明性、予見可能性及び効率性を著しく損なうものとACCJは考えております。

主任検査官が下すケース・バイ・ケースの裁量次第で、金融商品取引業者が株主に検査関係情報を通知する能力は完全に否定されることとなります。

検査の予見可能性及び透明性が損なわれる結果となる可能性があります。特に日本の従業員が通知を行うことを法的に阻止することとなる事態は、投資価値にかなりの影響を与えることから、こうした不確実性が日本への投資機会を検討している外国金融機関にとって深刻なリスクを生じさせることとなります。当該リスクは日本の外資系金融業者を超え、日本での検査が免れない親金融機関にまで及ぶことになりかねません。

また、検査対象先の従業員が、法的な責任を有する株主あるいは外部の弁護士、その他の専門性を有する第三者からアドバイスを求めることができなくなる状況をも生み出します。従業員にとっての問題を引き起こすリスクのみならず、検査官から情報を要請された際に十分かつ正確な回答を提供する能力が大幅に制限されることにもなりかねません。

たとえ承認が得られる状況であっても、時差があるために正確で時宜を得た対応がすでに困難な海外の株主との連絡プロセスがひどく非効率になります。

現在の要件では、情報伝達毎に主任検査官の承認が必要なのか、特定の第三者とのすべての情報伝達について承認が必要なのか、明確ではありません。前者の場合であれば検査の効率はさらに阻害されます。

加えて、私たちは提案された要件が、持株会社が企業の健全性と関連会社のコンプライアンスに責任を持つとするSESCの検査マニュアルと矛盾していると考えます。

結論

これらの理由により、提案された要件Ⅱ-16 (4) ②を「証券検査に関する基本指針」から、撤回することをACCJは要望します。

要望が受け入れられない場合、ACCJは親・関係会社及び外部の弁護士やコンサルタントは要件から具体的に免除されるべく改定されるよう要望します。また、特定の第三者に対する承認は、情報伝達の開始時にのみ必要で、検査対象先が外部関係者と情報伝達を行う個々の場合には求められないことが明確にされるべきです。